相談窓口

ひとり親家庭総合サポートセンター

寄り添い型の総合支援

生活費など生計に関わることや仕事のこと、奨学金に関すること、住まいのこと、子育てに関することなど様々な相談について、アドバイスやサポートを行っています。
弁護士による法律相談や養育費相談も行っています。
LINE、メール、電話、オンライン(Zoom)、来所のいずれか相談しやすい方法でご連絡ください。

Tel.077-526-8801
【相談時間】午前9時～午後5時(月～金曜、第1・3土曜)
E-mail : support@nozomi-kai.com

滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター

就職、転職、能力開発(職業訓練)、講習会など、就業に関する相談や情報提供を行っています。

Tel.0748-37-5088
【相談時間】
午前9時～午後5時(午前4時まで受付)
※日、月、祝日、祝日の翌日、GW、お盆、年末年始はお休み

こころんだいやる

育児のことやいじめ、不登校、虐待、進路など子どもや親の不安、悩みの相談ができます。

Tel.077-524-2030
【相談時間】
午前9時～午後9時(12/29～1/3除く)
24時間子供SOSダイヤル
0120-0-78310

女性の悩みごと相談(家庭における悩み)

女性の様々な相談に応じています

中央子ども家庭相談センター
Tel.077-564-7867
#8008(短縮ダイヤル)
【来所相談】月～金　午前9時15分～午後4時 ※要予約
【電話相談】毎　日　午前8時30分～午後10時
※電話相談については土日・祝日・年末年始も相談可

彦根子ども家庭相談センター
Tel.0749-24-3741
【来所相談】月～金 午前9時15分～午後4時 ※要予約
【電話相談】月～金 午前8時30分～午後5時15分

DV相談ナビ

#8008(短縮ダイヤル)
DVについてのお急ぎの相談はこちらにお願いします。
近くの相談機関に自動転送されます。
【相談時間】午前8時30分～午後10時

こころのサポートしが LINE相談

学校のこと、いじめのこと、友達のこと、子育てのことなど様々な悩みの相談ができます。
【相談時間】午後4時～午後10時

その他
県内の相談窓口一覧はホームページにも記載しています。

★お願い★ 載せてほしい情報等がありましたら、滋賀県子ども家庭支援課までお寄せください。

ひとり親家庭 サポートだより

第53号　令和7年11月発行

■編集・発行
滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課
tel.077-528-3554
E-mail : hitorioya@pref.shiga.lg.jp

この印刷物は、[環境保護印刷推進協議会]が定める認証基準で印刷しています。
また、大豆油インキを含した植物油インキを使用しています。

※紙面に掲載のイラストは全てイメージです。

2025.秋・冬号　2025 Autumn & Winter Vol.53

ひとり親家庭 サポートだより

手洗い うがいは しっかりと

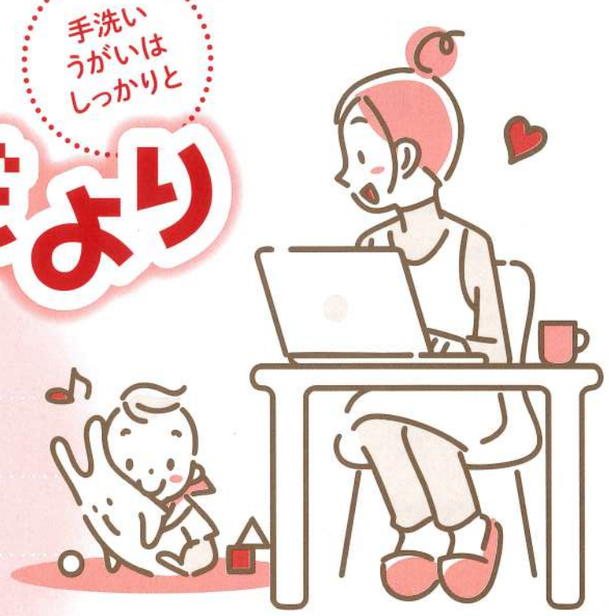

Contents

“ハグナビしが”のご案内
奨学制度のお知らせ
母子父子自立支援員に聞きました
各種相談窓口のご案内

バックナンバーの紹介　2025.夏号
相談員からのメッセージと支援事例のご紹介
弁護士相談・養育費相談会のご案内

TOPICS

ハグナビしが

見やすくなってリニューアル!
子育て支援ポータルサイト「ハグナビしが」

妊娠、出産、子育てに関する情報を集約したポータルサイトが令和7年4月1日からリニューアルし、これまでよりも便利になりました。
新たなサイトでは目的やステージ別に子育て情報を調べることができます。
また、イベント情報や淡海子育て応援団協賛店についても検索できます。
子育てに役立つ情報がたくさんありますので、この機会にぜひご活用ください。

問い合わせ　滋賀県 子ども若者部 子ども若者政策・私学振興課
E-mail: ja00@pref.shiga.lg.jp TEL.077-528-3565

アクセスはこちら　https://www.hugnavi.net

奨学制度のお知らせ

「母子父子寡婦福祉資金貸付制度」は
ひとり親家庭が利用できる奨学制度の一つです。
制度の詳細についてはお問い合わせください。

奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）

概要　授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒の保護者等に奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）を支給します。

支給要件（すべて該当すること）
- 生徒の保護者等が滋賀県内に住所を有していること。
- 生徒の保護者等の都道府県民税所得割・市町村民税所得割が0円（非課税）であること。

《支給額（年額）》
※令和7年度の支給額

公　立	32,300円～143,700円
私　立	52,600円～152,000円
通信制	32,300円～ 52,600円
専攻科	50,500円～ 52,100円

※扶養されている子どもの人数等の世帯状況によって支給額が異なります。

申請時期　7月頃に在学する高等学校等を通じて申請
※新入生については、4～6月に一部早期給付の申請が可能（年額の一部を前倒しで支給するもの）

問合せ先
国公立高等学校等　滋賀県教育委員会事務局 教育総務課 Tel.077-528-4587
私立高等学校等　子ども若者部 子ども若者政策・私学振興課 Tel.077-528-3271

生活福祉資金貸付

概要　低所得世帯に属する者が高等学校、短期大学、大学、または高等専門学校に入学、修学するために必要な経費を貸与します。

貸与要件　県内に住居している者であって、他からの融資を受けることが困難な低所得世帯（生活保護基準の1.7倍程度）

《貸与額（無利子）》

教育支援費（月額）	高等学校	35,000円以内	大学	65,000円以内
	高等専門学校	60,000円以内	短期大学	60,000円以内
就学支度費（入学に必要な一時金）	500,000円以内			

返還
- 据置期間　卒業後6月以内
- 償還期限　据置期間経過後20年以内

申請時期　随時申込

問合せ先　社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 Tel.077-567-3903

母子父子寡婦福祉資金貸付

概要　ひとり親家庭や寡婦の方等に、高等学校、大学（院）、高等専門学校または専修学校に入学、修学するための必要な資金を貸付しています。

貸付要件　経済的理由で修学困難なひとり親家庭の児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童
※滋賀県奨学資金、滋賀県高等学校等定時制課程、通信制課程修学奨励金および生活福祉資金との併用はできません。

《貸付額（無利子）》

修学資金（月額）	高等学校	18,000円～ 35,000円
	高等専門学校	21,000円～ 76,600円
	専修学校（専門課程）	45,000円～ 84,300円
	短期大学	45,000円～ 87,300円
	大学	47,300円～ 97,300円
	大学院	88,000円～122,000円
就学支度資金（一時金）	高等学校	150,000円～420,000円
	短期大学、大学、高等専門学校、大学院	420,000円～590,000円

※国公立・私立の別、自宅通学・自宅外通学の別により貸付金額が異なります。

返還　学校卒業後の6か月後から返還

申請時期
修学資金　就学前の申込み可能。事前相談必要
就学支度資金　就学前に申込み。事前相談必要

問合せ先　滋賀県子ども若者部 子ども家庭支援課 Tel.077-528-3554

日本学生支援機構奨学金

学生・生徒で、経済的な理由により大学等の修学が困難な方に資金が貸与または給付されます。
在学する学校の先生に相談してください。

他の奨学制度については
こちらをご覧ください

「一人で抱えず、話してみてほしい」

20年寄り添い続ける 母子父子自立支援員に聞きました

離婚や子育て、仕事、生活…。ひとりで悩みを抱えていませんか？
市（町にお住まいの方は県健康福祉事務所）には、あなたの相談に寄り添い、
一緒に解決の道を探す「母子父子自立支援員」がいます。
今回は、20年以上にわたり多くの家庭を支えてきた支援員さんに、お話を伺いました。

どのようなきっかけで支援員になられたのですか？

20年程前に、当時は“母子自立支援員”という名称で採用されました。

ハローワークで就労支援の仕事をしており、その経験を活かせると思ったのがきっかけです。

当時は、行政でも“相談支援”という考え方が今ほど浸透しておらず、児童扶養手当の現況届の際に『お困りのことはありませんか』と尋ねるだけで、“相談に乗ってくれるんですか”と驚かれる方もいました。

どんな相談が多かったですか？

生活苦や仕事の悩み、子どもの成長など本当にさまざまです。

DVの被害に遭われた方の調停に同席したり、保護された方の支援で警察に駆け付けたこともあります。裁判所や警察、弁護士など多くの機関と連携しながら、その人に寄り添った支援を考えました。

また、当時は離婚前からの相談の必要性があまり理解されず、上司に何度も説明したこともあります。

当時と比べて変わったと感じることは？

昔はDVがあっても、離婚していないと児童扶養手当の対象外でしたが、今は保護命令を受けている場合等に支援が広がっています。また、父子家庭への支援も広がりました。

養育費を“子どもの権利”とする意識も高まってきました。

支援で大切にしていることは？

自分の価値観で判断しないことです。相手の気持ちをただ聴くことを大切にしています。“いままで子どもにしか愚痴を言えなかったけど、聞いてくれてありがとう”と言ってくださった方もいました。解決を急がず、“日常に寄り添う存在”でありたいと思っています。

最後に読者へのメッセージを

一度の相談で終わらず、長くつながれる関係でありたいです。
職員の異動などで関係が途切れてしまうこともありますが、あなたを気にかけている人は必ずいます。どうか一人で抱え込まず、まずは声をかけてみてください。

お住まいの市、（町にお住まいの方は県健康福祉事務所）の母子父子自立支援員が相談を受け付けています。
就労、生活、養育費、子育てなど、どんなことでもお気軽にご相談ください。